

七ヶ浜町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

七ヶ浜町教育委員会

## 目 次

1.	計画の趣旨・現状	1
2.	目 標	1
3.	計画の期間	2
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5.	関係する取り組み, 今後のフォローアップについて	4

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、本町教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを確立し、教育職員が自分自身の能力を発揮し、生き活きと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的として策定するものである。

### (2) 七ヶ浜町の現状

本町教育委員会では、学校の教育職員の業務量の適切な管理等を定める「七ヶ浜町立学校の管理に関する規則」に基づき、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組により、令和6年度において、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校用時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	27.66時間	12.76%	0.78%
中学校	43.11時間	46.52%	4.16%
小中合計	33.22時間	24.91%	2.0%

時間外在校等時間の年平均は小学校が27.66時間、中学校が43.11時間、月45時間を超える割合は、小学校が12.76%、中学校が46.52%であった。中学校では部活動の指導等の業務により日常的に業務負担が多くなっており、部活動の休養日の完全実施や地域展開等を図る必要がある。

また、月80時間を上回る割合は、小学校が0.78%、中学校が4.16%と、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もあり、特に中学校では速やかな対応が必要な状況にある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。 ※【 】内は令和6年度の数値

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。【75.09%】

イ 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

【33.22時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 ※【 】内は令和6年度の数値

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【13日】

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【6.4%】

ウ 仕事や家庭生活に対する全般的な満足度を65%まで増加させる。【55.4%】

### **3. 計画の期間**

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

### **4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

#### **(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し**

##### **ア 学校以外が担うべき業務**

###### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

###### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ③保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・スクールロイヤーの活用促進を図り、各学校を支援する。

##### **イ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

###### ①調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・教育委員会から依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。

###### ②ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・ネットワーク設備の日常的な保守・管理は、民間事業者に委託する。

###### ③部活動

・教育委員会は「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン」に基づく指導・助言を行う。

・令和10年度以降、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

・平日の部活動については、活動時間の適正化を図る。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ①授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や教材の印刷など補助的業務を行う学校事務補助員を効果的に配置する。
- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

### ②支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校等児童生徒への対応にあつては、教育支援センターの機能強化と教育委員会保健師等による効果的な支援の促進により、学校とともにチームとして一貫した支援を行う。
- ・児童生徒支援員の配置により、適切な役割分担のもと効果的な支援を行うことのできる体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・学校が作成する学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込む。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を活用する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定できるよう推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。

## (4) 取り組むにあたっての留意事項

取り組むにあたっての留意事項は、以下のとおりとする。

- ・本計画に定める目標達成のために、実際の時間と異なる出退勤時間を記録しないこと。
- ・上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないこと。
- ・原則、業務の持ち帰りは行わないこと。
- ・授業など教育課程内の学校教育活動での真に必要なものをおろそかにしないこと。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、七ヶ浜町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、年次有給休暇の取得状況は教育委員会調査により把握する。その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知するなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。